

## 軽自動車税の減免申請は4月26日までです

4月1日現在において、次の①～④のいずれかに該当される方は、申請により本人または生計を同一にする方の軽自動車税(1台のみ)の減免を受けることができます。

※自動車税の減免と重複して受けることはできません。

軽自動車税の減免を申請される方は、納税通知書がお手元に届いた後、4月26日(金)までに税務課または各支所へ、必要書類を揃えて申請してください。なお、平成30年度に減免を受けておられる方で状況に変更がない場合は、平成31年度分から「減免継続届兼現況報告書」の提出による継続申請ができることになりました。対象者には個別に案内文書を送付していますのでご確認ください。

やむを得ない事情で期限内の提出ができない場合は、期限までにご相談ください。

### ●対象

#### ①身体障害者手帳の交付を受けておられる方

障がいの区分		障がいの級別
視覚障がい		1～4級までの各級
聴覚障がい		2～4級までの各級
平衡機能障がい		3級および5級
音声機能障がい		3級(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)
上肢不自由		1～3級までの各級
下肢不自由		1～6級までの各級
体幹不自由		1～3級までの各級および5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～3級までの各級
	移動機能	1～6級までの各級
心臓機能障がい		1級、3級および4級
じん臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		
小腸の機能障がい		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1～4級までの各級
肝臓機能障がい		

※障がいの級別は総合の等級ではなく、個別の等級で判断します。

#### ②戦傷病者手帳の交付を受けておられる方

障がいの区分	重度障がいの程度または障がいの程度
視覚障がい	特別項症～第6項症までの各項症
聴覚障がい	特別項症～第4項症までの各項症
平衡機能障がい	
音声機能障がい	特別項症～第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る)
上肢不自由	特別項症～第6項症までの各項症
下肢不自由	特別項症～第6項症までの各項症および第1款症～第3款症までの各款症
体幹不自由	
心臓機能障がい	特別項症～第3項症までの各項症
じん臓機能障がい	
呼吸器機能障がい	
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	
小腸の機能障がい	
肝臓機能障がい	

◀裏面につづく▶